

議会改革推進委員会 会議録

開催日	令和4年9月30日（月）
会議時間	午前10時00分 ～ 午前10時27分
開催場所	第三委員会室
出席委員等	[委員長] 岡村 芳樹 [副委員長] 中村 孝治 [委員] 齋藤 寛之, 木崎 俊行, 山本 英司, 川口 絵未, 藤崎 良次, 平野 裕子, 久野 妙子 [オブザーバー] 議長 高木 大輔
欠席委員等	なし
委員外委員	敷根 文裕
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 三須 裕文 [次長] 宮崎 由美子 [書記] 飯野 明、秋葉 昌輝
協議事項	タブレット端末の活用・議会のペーパーレス化について

【決定事項】

(1) 「佐倉市議会タブレット端末使用基準」については以下のとおりとする。

- ① 第6条第1項第4号（4つ目）については、〔あるいは〕の後の文（丹波市）を用いることとする。
- ② 第6条第3項として、「議長は、前項の規定による注意を再度行っても違反が改められないときは、当該使用者へのタブレット端末の貸与を取り消し、又はその使用を制限することができる。ただし、議長は、佐倉市議会議事堂内の会議に使用する場合に限り、当該使用者に対し、返却されたタブレット端末を一時的に貸与することができる。」を追記する。
- ③ その他の内容については案文のとおりとする。

(2) 次回開催日と協議内容について

次回の委員会開催日は11月7日（月）とし、委員会条例と会議規則の改正について協議する。

次々回の委員会開催日は12月14日（水）午後1時半からを予定。

タブレット端末使用基準について

【主な意見】

- 第6条第1項の禁止事項の▲のものについては、全部禁止事項（●）にしていいと思う。その上で、第3項として、取手市議会の規定と同じく「貸与の取り消し」を追記して欲しい。

【その他の意見】

- 他市議会では、会議システムをそのままオンライン傍聴などに使用しているが、今後の協議により条例等に盛り込まれる想定はあるのか。
⇒ 委員会の動画配信等については議員間で協議が整っていないので、方向性が決まってから協議を進めるべき。

委員会条例と会議規則の改正について

【事務局説明】

コロナ禍等非常時において、委員会等をオンラインで実施できるようにするための改正。
会議規則の改正は、委員会条例の改正を前提とする条項がある関係で委員会条例の改正を先に行う。
委員会条例を11月定例会で、会議規則を2月定例会で改正し、令和5年4月1日に施行する予定。

【主な意見】

- 委員会条例第15条の2に、「オンラインによる方法で出席を希望する場合には、あらかじめ委員長に届出なければならない」とあるが、まずはオンラインで開催するかを判断する必要があるという理解でいいのか。
⇒ お見込みの通り。「委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは…」ということなので、一度参集できるかを判断し、その後、必要があれば届出をするという流れ。
- オンライン会議を認めるかは、誰が判断するのか。
⇒ 委員長が判断する。(第15条の2)

【事務局説明】

女性の出産、育児、疾病等において出席できないケースにおいても、各市議会の判断で条例に参加できる規定を設けることもできる。案文は議長会が示したとおりだが、そこも含めて会派で協議いただきたい。

委員長 岡村 芳樹